

令和6年 第1回松田町議会臨時会 会議録

令和6年2月1日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	浄泉和幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総 務 課 長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長	川本博孝	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観 光 経 済 課 長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環 境 上 下 水 道 課 長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	_____	_____

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石井友子	書 記	島 秀 明
---------	------	-----	-------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 町長の行政報告
日程第 4 議案第 1 号 松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第 2 号 令和 5 年度松田町一般会計補正予算（第 7 号）

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。少しずつ寒さも緩くなって、山もほんのりピンクに見えてきましたけれども、議員各位におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、去る 1 月 29 日、松田町告示第 5 号により令和 6 年第 1 回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集頂き、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

I C T を活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可いたします。

会議に先立ち皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付しておりますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

なしとのお声です。配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 12 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9 時 00 分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定により議長から指名いたします。
11 番 飯田一君、12 番 寺嶋正君の両名をお願いいたします。

議 長 日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。

この臨時会を開催するに当たりまして、本日2月1日、午前8時30分より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告をお願いします。議会運営委員会委員長 飯田一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。令和6年第1回松田町議会臨時会の招集に当たり、2月1日、午前8時30分より役場4階大会議室におきまして、委員6名中6名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日2月1日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第5「議案第2号令和5年度松田町一般会計補正予算（第7号）」を行います。審議頂く議案は2件です。議案第1号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例及び議案第2号令和5年度松田町一般会計補正予算（第7号）についてです。質疑等を行い、即決でお願いします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議長 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、令和6年第1回松田町議会臨時会の会期は本日2月1日の1日と決定いたしました。

議長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町長 皆さん、改めましておはようございます。寒さも少しずつ和らぎつつあり、また松田山の桜も咲き始めた今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますます御壮健にお過ごしのことと、心からお喜びを申し上げます。

去る1月29日に令和6年第1回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては大変公私ともに御多用のところ、議員全員の出席を賜り、ここに本臨時会が開催できますことを、まずもって御礼を申し

上げます。ありがとうございます。

初めに、令和6年1月1日に発生いたしました石川県能登半島を震源とする地震が発生し、今もなお大小の地震が発生している状況であることは、皆さん御承知のことと存じ上げます。最愛の家族や御親族、御親友を亡くされた方々のお気持ちを思うと、哀悼の念にたえません。亡くなられた方への御冥福と、今なお安否不明ということであらっしゃる方々に、一日も早く発見、また被害に遭われた方々の全ての方々にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

本町においては、準備ができたところから募金箱を設置し、活動を進め、1月19日から1名の職員を被災自治体としての石川県の志賀町へ物資の受入れ調整や避難所運営支援などの被災者支援として1週間派遣を行っております。もう既に帰ってきました。明日から同様に第5陣という格好で1人また派遣をさせていただき、3月23日から、今度は保健師を1人派遣するということが決まっておりますので、そのような支援をしっかりとしまりたいというふうに考えております。引き続きこのような支援をもとにですね、松田町としてできることを支援させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

さて、これまでの事業、行事などの詳細につきましては、3月の定例会において御報告をさせていただきますことを御承知のほどよろしくお願いいたします。

本日の臨時議会での案件でございますが、議案第1号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、本籍地以外での戸籍証明書等の交付及び電子証明書提供用識別符号の発行事務等の追加により、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第2号令和5年度松田町一般会計補正予算（第7号）につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業、低所得者支援給付金に伴う補正でございます。

以上、御提案させていただきました案件につきましては、議事の進行に伴い、

私をはじめ副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上となります。本日は何とぞよろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

日程第4「議案第1号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第1号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和6年2月1日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、本籍地以外での戸籍証明書等の交付（広域交付）及び電子証明書提供用識別符号の発行事務等の追加に伴い、手数料を定めるため、所要の改正について提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、令和6年3月1日から新たに本籍地以外での戸籍証明書等の交付及び電子証明書提供用識別符号の発行等の事務が追加となりますので、その手数料を定めるために改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、議案の3枚目、参考資料1をお開き願います。右側の現行、第2条第1号中、下線部を左側の改正案では「同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書」に改めます。

第2号の次に第3号を新設としまして、左側の改正案では、第3号、戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく電子証明書提供用識別符号の発行手数料、1件につき400円。「ただし」以降は括弧が多くて分かりづらいので、括弧を読まずに説明させていただきます。ただし、情報通信技術を活用した行政の推

進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合、次の2ページをお開き願います。における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号発行に係る戸籍電子証明書の請求を行うものが同時に当該戸籍電子証明書に記載された事項と同一の事項が記載された戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。を加えます。

このただし書きは、マイナンバーカードによるマイナポータル等を利用する場合には手数料を徴収しない。また、戸籍電子証明の発行と同時に、同じ内容で識別符号を発行する場合は、戸籍電子証明書に識別符号を表示するので、戸籍電子証明書の手数料は徴収しますが、重複して識別符号の料金は徴収しないという規定になります。

この識別符号というのは、パスワードのようなもので、ネットを利用した申請等に利用するものでございます。例えばパスポートの申請は現在でもネットを利用して申請はできるんですけども、添付資料である戸籍謄本は別途郵送する必要がございます。この識別符号を利用することで、ネット上でその機関が戸籍を確認することができるので、提出が不要になるものでございます。

続きまして、現行第4号を第5号とします。

第6号を新設として、改正案では、第6号、戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料、1件につき700円、「ただし」から次の3ページの5行目「当該発行を除く。」までを加えます。先ほどの第3号と同様に、このただし書きはマイナポータル等を利用する場合及び戸籍電子証明の発行と同時に、同じ内容の識別符号を発行する場合には識別符号の料金は徴収しないという規定になります。

現行第5号中、1つ目の下線に「の交付、」を加え、2つ目の下線部「の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届出等の情報の内容の証明書」を加え、同号を7号とします。

現行6号中、下線部に「又は同法120条の6第1項の規定に基づく届出等情報の内容を表示したものを閲覧する事務」を加え、「書類」を削り、同号を8

号とします。

7号から5ページの28号までを2号ずつ繰り下げ、第9号から第30号といたします。

改正文の2ページをお開きください。最後の附則になります。附則、この条例は令和6年3月1日から施行する。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 今ですね、戸籍電子証明書提供用識別符号についての説明を頂きました。パスワードのようなものということですが。まず1点目としてですね、この符号のですね、媒体はどういった形で、書面でですね、提供されるものなのか、どういった形で提供をされるものなのか。また、これをですね、利用できる一例としまして、パスポート取得という説明がありましたが、ほかにはですね、どのようなものが住民の生活にとってですね、便利になるということの部分でですね、どういったものがあるのか。その2点をお伺いをいたします。

町 民 課 長 現在はですね、パスポートということになってはいますが、そのほかに例えば出生届とか…出生届じゃない、婚姻届とかそういうときにも、本籍地じゃない場合にはそれを提出しなければいけないんですけども、それ自体は連携しているので、市町村が確認できるということで、特に符号は発行しないんです。今のところはちょっとパスワードが必要になるというのは、パスポートだけができる業務と認識しております。

媒体…一応ですね、窓口はその識別符号を取りに来られた場合には、紙で番号がついたものを発行するという形になります。例えば、それが戸籍と一緒に取るのであれば、戸籍が普通に載っているところに番号が別途載せられるという形なんですけれども、2月に改修を行うので、ちょっとまだ出来上がったものを見てないんですよ。2月に改修してテストを行うという形になっているので、3月から施行ということであって、どのような表示になるか分かりませんが、紙に表示されるという形になります。

9 番 井 上 紙でのですね、提供になるということで理解をさせていただきました。

あと1点ですね、パスワード、識別符号ですか、それはそのシステムが…システムといますか、交付される側でそれを決めるのか、それとも個人がですね、識別符号の提供を申請をした個人がですね、そのパスワードのようなものを決めるのか、その点について再度お伺いをいたします。

町 民 課 長 マイナンバーカードのパスワードみたいに個人が決めるのではなくて、その識別符号をくださいと窓口に来たときに、こちらがランダムに多分番号は設定されるんだと思うんですけど、機械上で番号を割り振ります。

議 長 ほかには質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

なしとのお声ですが、質疑がほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論省略し、採決を行います。議案第1号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第2号令和5年度松田町一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第2号令和5年度松田町一般会計補正予算(第7号)。令和5年度松田町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,948万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,476万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正) 第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月1日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第2号令和5年度一般会計補正予算(第7号)について御説明をさせていただきます。

今回の補正の内容につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充当事業におきまして、いわゆる低所得者支援給付金に伴う補正となります。

それでは、3ページの第2表、繰越明許費の追加の補正でございます。今回の繰越明許費補正につきましては、民生費、社会福祉費のですね、物価高騰重点支援給付金事業の2件分におきまして、令和6年度へ繰越明許費とさせていただきます。

次に、10ページ、11ページになります。事項別になります。歳入について説明をさせていただきます。款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金。節につきましては企画費国庫補助金の説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、補正額2,948万8,000円となります。内容につきましては、低所得者世帯支援交付金の事業に伴う住民税均等割のみ課税世帯及び子育て世帯によるいわゆる子ども加算分に伴う補正となります。内容につきましては、国がですね、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、低所得者支援給付金の地方創生臨時交付金の増額、強化に伴ういわゆる電力・ガス・食料品等の物価高騰重点支援地方交付金の低所得世帯への交付金として、住民税均等割のみ課税世帯に対し1世帯10万円と、子育て世帯に対して児童1人に対して5万円を交付するものでございます。

続きまして、12、13ページの歳出について説明をさせていただきます。款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。説明欄につきましては(2)

会計年度任用職員給与費、報酬では、住民税均等割のみ課税世帯への交付事務における事務補助員の報酬でございます。10万8,000円の補正となります。

次に、この住民税均等割のみ課税世帯への交付における経費につきましては、2,346万7,000円の補正となります。給付に係るですね、旅費そして消耗品費、郵送料、そしてシステムの改修に伴う負担金と、この対象世帯につきましては、基準日、令和5年12月1日、令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯となるものでございます。現段階では対象見込み世帯数が230世帯で、1世帯10万円となりますので、給付費につきましては2,300万円となるものでございます。

また、説明欄（4）子ども加算分につきましては、591万3,000円の補正となり、消耗品費や郵送料、この対象世帯につきましても、基準日、上記同様に令和5年12月1日、令和5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の子育て世帯で、18歳以下の子を扶養している同一世帯に対し、児童1人に5万円を給付するものでございます。支給対象子育て見込み児童数につきましては、115人で計上しているところでございます。

続きまして、14ページ、17ページまでにつきましては、今回のこの補正に伴う給与費明細書を添付させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

以上、令和5年度一般会計補正予算（第7号）について御審議よろしく願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第2号令和5年

度松田町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 以上で予定いたしました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議、ありがとうございました。（9時28分）

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 年 月 日

松田町議会議長 平野 由里子

署名議員 11 番 飯田 一

署名議員 12 番 寺嶋 正